

第2回長生郡市合併協議準備会会議録

平成18年11月30日 午後1時
長生郡市広域市町村圏組合管理棟
ふれあいホール

出席者 7市町村欠席者なし、県市町村課板倉合併担当課長、合併支援室
添谷主査、合併担当課長（白子町は板倉補佐）
新聞記者傍聴で実施、一般傍聴者9名

司会進行：庶務（一宮町）

ただいまより第2回長生郡市合併協議会を開催いたします。会議に入る前に先般一宮町議会におきまして、中村議会議長からこのたび島崎議会議長に改選されましたので、ここにご紹介申し上げたいと思います。

島崎議会議長

島崎です。よろしく申し上げます。

司会進行：庶務（一宮町）

申し遅れましたけど、私この会の司会進行を務めさせていただきます一宮町役場企画財政課長の河野と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、早速でございますが、お手元の会議次第に沿って進行して参りたいと思います。

はじめに、準備会会長の近藤一宮町長からごあいさつ申し上げます。よろしくお願ひいたします。

近藤一宮町長

皆さんご苦労様でございます。

本日の第2回合併協議準備会開会にあたって一言ごあいさつ申し上げます。第2回と申しましても内容的には今日始めて合併の骨格について実質的協議に踏み込むわけで、そういった点でたいへんな緊張と責任を感じております。本日の会議は基本構想素案の一部の項目につきご審議いただいた後、さらに、次回以降の準備会の進行のしかたについてご相談させていただく、このような段取りで議事を進めてまいりたいと考えておりますのでスムーズな会議の進行にご協力をお願い申し上げます。

なお先程ご紹介いたしました、一宮町の議長が先般の議会改選に伴い、中

村新一郎氏から島崎保幸氏に代わりました。合併協議準備会のメンバーも交代いたしました。よろしくお願いいたします。

さて、この準備会で提案される協議事項ですが、次の二点を原則としたいと思います。ひとつは本日の会議はもちろんですが、次回以降もふくめまして、付議される案件の内容については事前に首長同士で議論を集約したうえで提案しているという点を、まずもってご理解ねがいます。またもう一点は、提案事項の表現は議論が拡散してしまう恐れのある両論併記あるいは玉虫色の表現を極力避けた、できるだけまぎれのない表現を心がける。

準備会の進め方について、以上の2つの原則を首長さん全員で確認しあったことを、ここで改めて参加者全員の共通理解としていただきたいとお願いする次第でございます。

特に議長さん方に置かれましては、お立場上、議会の合意が形成できた事項を決断するならば問題はないのですが、時には所属議会の多種多様な意見を集約しきれない状態で賛否を決断せざるを得ない局面にさらされる場合もあるかと思われま。だからといって、そこで皆の意見を聞いてからでないと議論ができないなどと一歩引かれてしまったら、いったい誰に議論のきっかけを提案する資格があるのかわけがわからなくなってしまいますし、この合併準備会そのものが途中で挫折してしまうおそれも出てまいります。

首長はもちろんですが、議長も議会の代表者としての責任を負って出席しています。準備会の中では、両者はともに、住民の代表としての、強い自覚と重い責任に基づいた、個人個人としての政治的決断がもとめられているのだと思います。

もちろん、首長と議長だけで構成されたこの準備会で決まった内容が最終決定でないことはあたりまえのことです。あくまでも、ここで決めた合併基本構想素案が議会や住民の皆さんに示す提案そのものになるわけです。だからこそあくまでも素案なのであります。従いまして、この準備会で決める素案の各事項が、それぞれの市町村で承認していただけるよう、このメンバー全員が一丸となって汗をかくことも、先々にむかってさらに大切な仕事となりますので、どうかそのこのところのひるむことのない強い信念とお覚悟を期待いたします。

いずれにいたしましても、長生郡市の一体的合併にかかわる骨格をなす基本構想素案をこの準備会で作りあげ、議会ならびに住民の皆様にも一日も早くその中身をお示しし、法定協議会での議論にすすむことが何よりも期待されるころだと思っております。これから私たちの前途に待ち構える諸々の困難を克服して、合併という大きな目標に到達できますよう心からご祈念申し上げます。会長からのあいさつといたします。

今日はよろしく願いいたします。

司会進行：庶務（一宮町）

それでは議題に入りたいと思います。

会則第9条第2項の規定によりまして、会長が議長を務めるということになっておりますので、会長ひとつ議長をお願いいたします。

近藤議長

それでは議長をしばらくの間務めさせていただきます。

早速ですが、今日の会議次第にのっとり、第1番目「基本的調整方針」について議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

司会進行：庶務（一宮町）

内容の説明をさせていただきますが、この説明につきまして県市町村課合併支援室 添谷主査の出席をいただいておりますので、添谷主査からご説明申し上げます。

添谷主査

それではご説明申し上げます。本日もよろしく願いいたします。

座って説明します。

皆様方のお手元の次第、席次表に続きまして資料の1ページのところ議題1をお願いいたします。基本的調整については先般の会議でもご説明申し上げましたが、この長生郡市の合併の基本的な精神的なよりどころと申しますか、例えば協議が難航した時にでも皆様方原点に立ち返って、皆様方を合意形成していただけるような基本的な理念を整理しておこうという趣旨で、このたび4項目について整理をさせていただきます。この内容につきましては順にご説明申し上げます。まず第1点目でございますが、いわゆるもかなといえはそれまでですが、このたびの合併は、あくまでも住民のための合併である。

例えば、職員、首長さん方はじめ特別職、議員の皆様方のためでなく、あくまでも住民の視点に立って、住民のための合併であるということを、改めて銘記をする。というのが1点目であります。

第2点目、この合併が、茂原市を中心とする長生地域全体の新たなまちづくりのスタートと位置付ける。というものです。この長生郡市につきましては、やはり経済活動、それから住民の皆様方の生活圏、通勤、通学、商業そういった面で、茂原市が機能的な中心を果たしているというのは明らかな事実

であるということが言えると思います。その上で、この長生郡市の7市町村みんなが新しく一体となって新たな地域づくりを進めるということを皆さんで認識を共有していただく、というのが第2点目でございます。

それと3点目、この合併は、関係市町村数に変更が生じて、合併へ進むことを前提とする。ということで本来あってはならないことと存じますが、万が一にもどちらかの市町村が協議に参加しない、あるいは離脱ということになっても、残ったところが、揃って1つの市のケースにむけて、合併に進んで行くということを皆さんで認識しあっていただければというものです。

続きまして4番目、こちらにつきましては、3番のどちらかが抜けられてもというところに関係もしてまいります、7市町村が揃って新市に合併ということに至れば、現在2つございます長生郡市の広域組合と一宮聖苑組合、この2つの一部事務組合は、当然に消滅することとなります。

これは、すべての構成団体が合併の中に入ってしまうので、組合というものは、存在しえないということになりますので、当然消えるわけですが、万が一、3番のどちらかが抜けたという場合には、その残った市町村というものが存在してまいります。

それともう1つ新しい市が出来るということで理論上、新しい市と残ったどちらかの団体との2つの組み合わせでの一部事務組合が制度上ありうるわけです。でも、このたび、例えば1つ抜けて6対1でのというような形での合併が出来上がったときに、はたして2団体での一部事務組合で形態を維持するのが効率的かどうかを考えますと基本的には10数万の市が出来るわけで、基本的には1つの市としての単独事務として行っていく事が住民のためでもある。その上で残りまして市町村につきまして単独で維持出来るならばそれも選択の1つですし、万一、消防、水道等と広域の処理が望ましいという場合には、一応自治法にのっとり事務委託という制度もございます。このような形態でやることを前提に一部事務組合という形での事務の共同処理は行わないということを前提にいただければな、というのがこの4番です。以上が議題1の基本的調整方針についてのご説明でございます。

よろしく願いいたします。

近藤議長

ただ今の説明でございますが、この件につきまして、ご質問等受け承りたいと思います。

中村長生村議会議長

私どものところは微妙な所ございまして、4番の一部事務組合の解散に

ついてなんですけれど、今のご説明の中では各市町村、万が一の場合という事で今お話がございましたけれど、広域市町村圏組合、一部事務組合を解散するにあたっては各市町村で解散なりの議決を行うことが前提だと思うんですけれど、議決が整わなかった場合、まず組合自体が解散出来ないというケースが発生してくるかと思うんですけれども、この場合はどうなるのかということが1点。

これはちょっと今回には直接関係しないのですが、だいたい一部事務組合につきましては、だいたいどこでも所有権がつくといいですか、これまで各市町村が負担金を投じて、出来た成果についての所有権の持続がどこに生じるのかというのが、非常に曖昧な点があると思いますけれど。

これはさておき、各市町村間での執行部手当てが当然出てくるとは思いますけれども、組合の規約変更かかり解散等、しかし、これが成立しなければどうなるのか。確認の意味でお伺いしたいと思います。

添谷主査

お答えさせていただきます。

まず、1点目の議決が出来ない場合とのご説明を申し上げます。当然合併に伴う解散の際も議決等の手続きを経るのが必要になります。

ちょっと前提条件をお話させていただきますと、ちょっと具体的な話として仮にですけれど、長生村が残って、残り6つがくっつきました。というときに残り6つがくっついた合併が新設合併の場合、この場合はですね、旧7市町村の内、残るのが長生村という自治体だけになります。他は新設の場合、一旦法人格は消滅しますので、旧法人格を有するのは長生村だけと。で1村のみの場合、複数旧自治体が存在するのが一部事務組合の存続の前提条件となりますので、一瞬ですけれど、一村しか存在しなくなります。そうすると制度上一部事務組合は存在し得ないこととなります。当然その場合はですね、議決を経てきちんと手続きを踏んで無くしましよと段取りを踏むのが制度の前提になるのですが、もし、それが整わなかった場合においても新しく出来る新市が新設の場合は、組合は消えてしまう。ということになります。

で、もう1つ、仮にですけれど編入合併によって新しい市が出来たということになりますと、長生村ともう1つ編入元になる市町村のどっかが2つ生き残るといふか、旧法人格を有したままになる。ということになりますので、その場合は自動的に、この一部事務組合は消滅しないということになります。ですから、新しく出来る新市が新設なのか、編入なのか、ということによって一部事務組合の当然行き着く先が若干異なってくるということになります。ですから、ご質問の場合1対新設となった場合には、組合は議決うん

ぬんかんぬんにかかわらず存在し得ないと。いうことになるかと思えます。で、編入の場合は、編入で新市が出来て、長生村が残ったというようなことが起きた場合には、議決等組まなければ、1対1で2団体の組合として存在してしまうというのが制度の理屈だと思います。その場合の財産の帰属等ですけど、一般的には、当然7市町村一斉に新市となった場合には、全組合の財産は特別なものを除けば新市に引き継がれる。というのが原則となります。

ただし、一宮聖苑組合のように旧岬町が昨年度まで構成団体となっていましたので、そういった場合に現いすみ市に帰属する財産部分が生じる可能性がありますので、そういった部分は除きまして原則的に新市のほうに引き継がれてくるというのが前提になります。

仮に、1つ残った場合の財産の帰属については、それまでの負担の割合等に依じてあらかじめ財産の帰属等について、協議をして協定を結んでおく必要があります。ということになります。その場合にいろんなやり方がございまして、完全に新市に財産を移してしまいましょ。という時は、その分の売却代金を残ったところが受け取ることもありますし、逆に財産の帰属は、双方に残したまま同じように事務の共同処理をして行きましょ。というようなことであれば、特段の精算をおこなわない。という選択肢もございまして、それは現実にとことどこが残ってしまったというような状態になった時に、改めて協議して相談をしていただくということになります。以上でございます。

近藤議長

ただいまので了解ですか。

中村長生村議会議長

はい。

近藤議長

それではほかにご質疑ございますか。

石井長生村長

今日専門的な事を聞いたわけで、今の説明を全て私自身が飲み込んでいるかということそうではないんですけど、私の場合はですね、やはり仮に1つ、2つが合併に入らなかったとしても、あるいは1つが残ったとしても、広域の議会というものは残して、チェック機構を存続していくという。そういう考え方が大事なんですよ。ということを私は申し上げたい。考え方なんです

よ。どちらかになってどうこうってのが、法律の問題を含めてそうでしょうと思います。しかし、大事なことは、やはり広域議会を残して、チェック機構を残すとそういうことが、客観的に正しいし、あるいは望ましいし、そういう考え方を大事にしていくべきではないか。したがって、このまあ7つが一緒になれば当然解散をするようになりますが、仮に1つや2つがこの今回の合併の枠組みにはいらなくても、広域の議会は残すべきであると。特に残して欲しい。

私はそういう考え方で、この提案には同意出来ません。以上です。

近藤議長

私が質問したらわるいんだけど、今の村長さんの考えのように尊重するとすると、組合が1回きえちゃうんですね。

添谷主査

はい。

近藤議長

だからもう1回作るということになるわけですね。

添谷主査

ちょっと補足をさせていただきます。

近藤議長

よろしく願いいたします。

添谷主査

もしですね、1村对新市という組立てが出来た場合。まあ新設の場合、新しい新市と1村で改めて組合を作りましょうよ。ということを取り決めて2団体の広域事務組合なるものが出来る事になるわけです。

ですから、最終的には、それを作るのか、作らないのか、という協議が必要になる。ということで、その協議が整わない場合は、組合は作れないということになります。

すると、その広域組合、一部事務組合の議会のチェック機能がというご意見ですけども、基本的には一村がもし委託という格好になった場合には、直接その村議会が関わってこないですけども、新市における議会というのが直接その事務についてのチェック機能を果たすということが出来るということで、別に

村にとってのというのは若干残るのですが、チェック機能の無い無法地帯にその事務がおかれることは無いということをご了解いただければと思います。

近藤議長

村長さんよろしゅうございますか

石井長生村長

いいえ、よくありませんよ。

近藤議長

いい悪いではなくて、了解いただきましたか。

石井長生村長

話は分かりますけど意見としては仮に一つや二つがこの合併に入らなくても今の広域議会においてお互いにチェックしていくと、双方のチェックしていく、そういうことが大事ですので、ぜひそういうことにしていきたい。という意見です。

近藤議長

新市合併につきまして板倉課長どうぞ。

板倉合併担当課長

板倉でございますが。

私の方の意見といたしましては、一部事務組合を解散することが出来る。一部事務組合が無くても直接市民生活に関する事を単独の自治体がやっていけるということは一つの大きな合併効果であるというふうに私は考えています。いわゆる今長生広域でやっている病院ですとか水道ですとかごみの処理ですとか消防事務とかですね、住民生活に本当に密接に関係した事務について住民が直接選んだ市議会のほうでチェック機能を果たしている。市議会が直接住民の意向を反映した中でその事務についていろんなチェックをしたり、意見を言って市民生活をよりよい方向に持っていくと。広域の議会ですとどうしても間接的になっている。住民から見ると一段階おいて市町村議会をおいてさらに広域議会ということで非常に間接的な形になってしまいますので住民の意向を反映しにくい面もありますし、責任の所在がちょっと不明確になるというようなこともございますので、住民生活の視点を考えると。やはり組合が無くても直接単独の自治体が病院とか水道とかごみ処理とか消防をやっていけるということ

が一つの大きな合併効果であると考えていますので、これはこの基本的な調整方針の中にぜひ私は入れるべきではないかという意見です。

近藤議長

村長さんの意見そしてまた板倉課長の意見ということで、見解の相違もございますので、ご意見はご意見として今後のいろんなもろもろの取り決めに活用させていただくということで、とりあえずは基本的調整方針の4項目について皆さんの考えをお諮りしたいと思います。議題1の調整方針についてご了解いただけるでしょうか。

異議なしとの声あり

石井長生村長

私は了解できません。

近藤議長

それでは、ご了解いただける方の挙手をお願いいたします。

挙手は13名。私を入れてはいけないので12名ですね。

では、採択させていただきます。

それでは、次に、議題2の合併方式について議題といたします。

事務局の市町村課から説明をお願いします。

添谷主査

はい、それではご説明を申し上げます。資料の1ページの下半分に書いてございます。非常にシンプルでございます。新設合併ということで本日ご提案申し上げます。これはやはり長生地域7市町村がみんなで新たなスタートを切るということを考えまして。本日新設合併ということで話させていただいております。よろしくお願い致します。

近藤議長

ただ今、説明のありました先程の基本方針の特に3とこの議題が絡んできますので、こういう形になっておるといってございませぬ。

他にございませぬか。よろしゅうございませぬか。それではお諮りいたします。

議題2の合併方式についてはこの新設合併とするで改めて確認させていただきたいと思ひます。挙手願ひます。

異議なしとの声あり

近藤議長

村長さんは。

石井長生村長

異議ありません。

近藤議長

全員一致ということで。

それでは次に議題 3、事務所の位置、支所の設置形態について説明をおねがいます。議題といたしたいと思います。

添谷主査

それでは資料の 2 ページ。1 ページ余白がございますが、2 ページに議題 3 について書かせていただいております。まず自治法上の事務所の位置につきましては、現茂原市役所、それともう一点、他の 6 町村の現役場の取り扱いについて異論のあるところがございますが、住民の利便を考慮いたしまして支所として活用するというご提案申し上げたいと思います。

なお、支所の設置の形態につきましては、従前より、たとえば総合支所方式であるとか、いろいろなどのような規模にして、どのような機能をもたせるのかということについては、非常に詳細な調整、議論が必要な点でございますので、この合併協議準備会におきましては、基本的に支所として残すということのみを基本的な合意といたしまして、その後の詳細につきましては、今後の正式な協議の場に委ねていきたいと。というようなご提案内容にさせていただきます。よろしく願いいたします。

近藤議長

只今の、第 3 の事務所の位置、支所の設置形態についての説明について、質疑等ございましたら挙手をお願いします。よろしゅうございますか。

石井長生村長

前の合併協議の時は、確か総合支所として、私の記憶ですよ。残すという協議だったと思いますけど。今回は支所として残す。その違いどういう理由で今回支所としたのか。具体的なイメージとして支所となりますと役場の職員と仕事をどの程度残して何年先くらいの間は何人位という概略、大体のあ

れでいいのですけれど。わかれば。イメージをききたいなど。

添谷主査

それではまず 1 点目の支所と総合支所の違いについてお話させていただきます。自治法の規定の中では支所、出張所としか規定はございません。通常、の区分けとして総合支所としての位置づけは、法定のものではございません。いわゆる、旧役場に準じるような多くの機能を残したような、支所の形態を俗称として総合支所と呼びならしていると、そういう意味とご理解いただければと。ですから支所と総合支所の違いは、規模、機能の差によって大きければ総合支所と一般的に呼ばれるという風にご理解いただければと思います。総合支所とするのか、より規模をコンパクトな単なる支所とするのかについて、はじめにご説明申し上げたとおり、今後の詳細な部分に委ねてはどうかということです。それと先々の問題につきましては、合併協議なるものは、極端な言い方をしますと、合併して発足した当初、どのような体制でスタートするのかということをもっと話し合っていたとということだと思えます。それは当然法定の正式な協議の場に行ってもそうなのでございますが、先々その支所の形態をどう維持し、拡大するのかというような事については、新市における判断に任せていくべきものではないかと考えております。

近藤議長

只今の説明につきまして、村長さんよろしゅうございますね。
質問として意見ではなくて、質問としてはどうですか。

石井長生村長

出来るだけ役場の機構、役場の機能を残していく。そういうことの方が住民がいろいろそこで仕事出来るわけですから、私としては、その支所よりも総合支所という形で残して行った方がいいんじゃないかなと気がするんですね。それとあと実際、私もまあ不十分な視察、調査の結果なんですけれど、大体 3 年で支所となりますと 1 割しか残りませんね職員は。大体 100 人いた役場職員は、3 年後に大体 10 人。そういうのが、私の掴んでいるイメージなんですけども。そうしますと、どうしたって支所で仕事に住民が来て、そこで間に合わなくて本所に行く。あるいは本所に問い合わせしながら、決裁を貰って結論が出てくる。そうなりますから私としては、仮にやるのであれば、総合支所の方が、住民の立場になればいいんじゃないかという気がします。

近藤議長

その意見は、また、追っていく議題の法定協の会議の中で取り上げていただきたいと思います。

それでは他に質疑があればお願いします。よろしいですか。

それではお諮り致します。議題3の事務所の位置、支所の設置形態についてご了解いただければ挙手をお願い致します。村長さんは、この議題に反対でございますか。

石井長生村長

私は総合支所の方がいい。

近藤議長

それはだから新市発足までに調整するということですけど、今決めてないから反対ということですね。

石井長生村長

意思表示としてはそうですね。

近藤議長

わかりました。議事賛成12、反対意見1で了解いただけたと判断致したいと思います。

次に、議題4の合併効果について説明願います。

添谷主査

お手元資料の3ページ、4ページに提案しました合併効果についてということで書かせていただきました。この資料につきましては、先に開催されました県の合併推進審議会がございまして、その場で合併構想の案を示したところでございます。今日の合併効果につきましては、その中から、長生地域に係りませぬ部分について、そのまま抜粋をさせていただいております。この内容につきましては、あらかじめ幹事会等で調整を図らせていただいております。ところでございますが、本日この場には、この形で皆様方にご説明を申し上げるということで調整をしたところでございます。

はじめに3ページでございませぬが、長生郡市7市町村の冒頭に人口の合計、面積の合計を参考までに記してあります。それと1番目が、総合自治体への進化ということで、基本的には合併によりませぬスケール・メリットを生かした市政運営が出来るということについて書かせていただいております。

ざいます。

まず、黒ぼちの1点目でございますが、合併によりまして規模そのものが、市町村それぞれバラバラよりも大きくなりまして機能が強化されるということになります。例えて言うならば、観光の専門部署、それと法務上の判断をする政策法務室といったこういうものが作れることによって独自の政策ケース、専門的な行政能力、こういうものが強化されるということでございます。分権時代に対応した基礎自治体への進化かというようなことができる。

続いて2点目でございますが、保健師とか臨床心理士、こういった専門の職員を雇い入れることが可能になってくると、これもやはり役所の規模が大きくなるスーケル・メリットの効果ということが言える。その結果として専門的行政ニーズに対応できる能力の高い行政体を作ることが出来る。というものでございます。

それと3つ目でございますが、先程基本的な方針のところでも申し上げましたが、一部事務組合を解散する事が可能となり、やはり先程うちの板倉課長からもお話がございましたが、一部事務組合の行政事務の共同処理については、広域的な処理が出来るというメリットがある一方で、意思決定の迅速性に欠けること、責任の所在が不明確であるというようなデメリットも一方で指摘されるところでございます。あくまでも地域の重要な住民生活にかかる事務については、住民に直接選挙で選ばれた首長さん、議員さんの意思決定に基づいてなされる方が住民の為であるということで、この合併の効果の1つとして一部事務組合が解散出来るということを掲げさせていただきます。

それと大きな項目の2番目でございますが、これは主に地域の振興、あるいは活性化に関するものでございます。現在の7市町村を見ますと、里山とか平野、農地、海それぞれが多様な個性、魅力を持ったものでございます。これが一つになることによって、一つの市の中に多数の魅力を備えた非常に魅力溢れるいろんな魅力に満ちた新しい市が作れるんだと、そのことを例えば観光振興の面でのお客さんを集める事とか、地域の活性化につなげていくことが可能になるということでございます。それと観光との魅力に加えまして、産業としての様々な得意分野がある訳です。農業の盛んなところ、商業の栄えているところ、あるいは漁業、それと工業の集積しているところ、いろんな能力、実力が今7市町村に散らばっている訳ですけれども、これが1つの自治体になることで、1市の中に多様な実力を備えた非常に高実力な新しい市が出来るということは、この合併による大きな効果であるという風に考えていいと思います。

それと近く開通が予定しております、首都圏中央連絡自動車道でございますが、高速道路が地域内を通過してインターチェンジが7市町村の域に2箇所

出来る計画になっておりますが、これを今のそれぞれの市町村毎、いろんな作戦を練っていくわけではなくて、1つの市として国家的戦略に基づく大きな財産ですね。市全体の活力のアップ、地域力の向上のために活用出来る大きなチャンスであるということが言えるかと思えます。

それと一番下でございますが、そもそも住民の皆様方の生活圏というのが既に一体になっている。あるいは、既に広域事務で非常に重要な身近な事務について共同で行っているということを見ると、一体的で住みやすいまちづくりを進めるにあたってこの合併というのは大きな効果があるものであるという風に考えるものであります。

それと4ページにまいりまして、大きな項目の3、こちらは主に経費節減、人件費節減等の効果について、具体的な数字を示させていただいております。特別職、議員、職員それぞれですね一番右にありますような年間当たりの効果で約21億円程度の効果が見込まれるわけでございます。このような経費節減の効果を様々な政策の分野で振り向けていく事が可能になるということが合併のメリットであるという風に考えております。

尚、その下の参考でございますが、新聞等でも、よく言われておりますが、これから先ですね、いわゆる団塊の世代の人達が、沢山辞める時期を迎えております。合併をしないままですね、それぞれの市町村で運営をしていくと沢山辞めた分、一定の補充をせざるを得なくなるかと思えます。それが合併によって本来必要な人員数というのが効率化によって減るわけでございます、それぞれバラバラにやっているよりも早く人員削減等の効果を出すことが出来る。今がチャンスであるという風に考えております。ただ、ここに書いてあります定年退職の見込み数は、全職種、専門職を併せた数で書いてございますので、どうしても補充が必要になる専門職もございまして、この合計の478人がまるっきり補充無しでいけるという意味を表しているものではございませんので、その点については資料の上でご了解していただきたいなと考えております。議題4について説明は以上でございます。

近藤議長

ご苦労様でした。

只今の合併効果についての資料は大変短い時間で取り揃えた合併の資料でございます。まだまだ合併の効果と言いますと、調査すればどうかと思えますけれど、さしあたってこういう形で皆様にとということでございますので話をさせていただいたわけでございますけれど、いかがでしょうか。

ご質問等あれば、また細かく聞きたいなということがあればと思えますけれどよろしゅうございますか。

石井長生村長

最初の第1回目の合併準備会に申し上げれば良かったなと思っているのですけれど、私自身の未熟さを今自覚しているのですけれど。というのは、合併をする事によって効果が出ると、確かに効果はあると思いますよ。しかし、もう一方で非効果、デメリットもある訳ですよ。そういった意味で今回の合併準備会の中で合併の効果だけでなく、合併の非効果についても、資料の提供あるいは議論を私に示して欲しい、するべきだという事が1つあります。で、あと今提案されたところで1つ質問したいのですけれど、1点目の総合自治体への進化というところで、専門職を配置出来るから合併をした方がいいよ。とそういう理論的な根拠が他からも聞こえて来るんですけれども。例えば第一次合併の中で周辺でも結構でございます。合併と同時に専門職を配置出来たという具体的な事例があれば、是非お知らせを教えてくださいと思います。それから合併で3点目のところで経費節減で確か合計で二十何億とざっと計算すると経費節減が出ると、確かに経費節減になるのですけれども、さっき最初に言いましたけれど、非効果で言いますと地方交付税が類似団体を比較すると、別の資料を県から貰って来たのですけれど、40億円の地方交付税が減額されるわけですよ。地方交付税が40億円減額されるということは、そのお金を使って、国県の補助事業を組めば2倍、3倍のお金が膨れ上がります。そういった意味で考えれば、合併をすることによって非効果でいいます財源のデメリットとし100億前後の紙幣が長生郡市から消えることとなります。ここにデメリットの問題があります。あるいは、議員の定数は確かに減らすことは出来るのですけれど、長生村で言えば、多分人口計算でいけば、3、4人の議員しか居なくなる。身近に議員が居なくなる。あるいは役場が無くなる。顔が見える行政、議員活動が出来なくなる。あるいは、長生村で言えば、一般会計、特別会計含めると80億のお金、予算をその長生村民が決める事が出来なくなるデメリットがあります。そういった意味で是非このデメリットの非効果についても教えてください、議論を深めていく会議にして欲しいという、そういう風に思っている。

以上、質問等、要望ですね。よろしくお願いします。

添谷主査

ちょっとお答え出来る範囲でお話申し上げます。デメリットを出すべきという事については、私がお答えする性質ではありませんので、この分についてはお答えを控えさせていただきますが、まず、専門職員の配置でございますが、この度の平成の合併で県内でも幾つかの11の新しい市が出来たわけですが、今現在は、やはり合併当初ということで人員が多い状況でございます。

す。その状況の中ですぐにこんな専門の職員を入れましたという様な事例は、私の知る限りではございませんけれど、基本的なデータとしまして、今日資料がございませんけれど、合併の基本構想の案の中にも資料を提示してございますが、人口規模別にどれだけの専門職員数があるのかというのを、人口規模別に累積化した分析した表がございます。それによりますと、人口10万人規模以上の市の方が、専門的な職員の数が圧倒的に多いという分析の結果が現状の存在している市として、そういう数字があるという事をご紹介申し上げておきたいという風に考えております。

それと、交付税の減額による地域経済規模の縮小ですとか、議員数の減の問題についてでございますが、これはある側面、公的部分の支出が減少していく事については、ある人についてはこれはメリットであると、あるいは議員数についても議員数が減ることについても、村長さんがおっしゃった身近な存在が居なくなるという観点でデメリットと捉える方も居らっしゃる一方で、トータルとしての議員数としては、もっと減るべきであると、いう風に考える住民の方も居らっしゃる。それを考えますとこれをメリットともデメリットとも言いにくいところがございます。我々としては、それを経費の側面に着目しましてメリットという風にご紹介させていただいております。以上です。

近藤議長

他にございますか。それでは無いようですので

石井長生村長

私が質問と要望をしたのは、合併の効果の議論はそれはそれでいいけれど、合併の非効果も議題の中に入れるべきだと言っているんですよ。その事についてお答えをお願いしたい。

添谷主査

それを入れるべきか、私は答える筋ではございません。

近藤議長

これは、そちらが答える筋では無いですね。これはまあ、私が会長ですから、皆様のご意見を伺いたいと思うのです。けれども先程、添谷主査からご説明ありましたけれど、合併の効果とデメリットは裏表のところがございます。なかなか明瞭化出来ないし、今議員の問題1つ取っても、また支所合併、また支所が少なくなれば効果と見るか、またそれはマイナスと見るか、

同じ事なんですね。ですから、そういう議論をするというよりも、それは1つの意見だから。例えば同じデ - タ - を基にして、それをマイナスだ、マイナスだという必要につなげれば、それはそれでそのまま合併のデメリットだと言えるんだと思うんですね。ですから逆に言えば、合併の効果をとことん追及していくとその中から合併の村長さんの期待する答えもおのずと出てくるんじゃないかというのが私の考えなんですけど。まあうまくありませんけども議長の回答にさせていただきます。それとも、この件で議論した方がよろしゅうございますか。皆様いかがでしょうか。

藤見長南町長

今のデメリットの関係ですけれども、会長が言うようにメリット、デメリットというのはその人、その人色んな立場で考えた方が違うわけでございます。そういった事で、ここで合併の準備会においてはデメリットについては議題としない。メリットを効果として報告していましたが。私は効果だけでよろしいとこのように思います。

近藤議長

今2つのご意見が出たわけでございますけれども、まあそれぞれに利があると考えますけれども皆様のご意見をちょっと参考にまでに聞かせていただきたいと思います。石井村長さんのご意見に賛同される方、挙手を願います。それでは、藤見町長さんのご意見に賛同される方挙手を願います。

林白子町長

石井村長さん、藤見町長さんのここに決でなく、先発で合併した地域がありますよね。今後やって行く上で、合併地の事例の検証をすればそれをデメリットというものをメリットに生かせるように出来ると思う。そういう事を作業として少しやる事は必要であると思う。今ここで言う3ページ、4ページの事だけを、見方によってはどっちにも行く。そのほかにその地域にあった先発の問題、課題を一掃に整理して、このような事、もうちょっと議論して勉強する事ですよ。

中村長生村議会議長

何をもってメリットとするかデメリットとするかというのは各町村によって視点が違うと思いますし、状況によっても違う構成団体が集まって今後議論が進んでいく中で各市町村等で住民説明会の中でメリット、デメリットを色々定義していただくことでいいのかなと。首長さん方で諮っていただく方

向でこの場はいかがでしょうか。

藤見長南町長

私が言っている事は、準備会でデメリットまでやることは無い。効果だけ、いい所だけを準備会でやればいい。もちろん住民説明会のなかに入っていけばデメリットも出ますよ。でも準備会ではこれでいいと。こういう意味ですから。

近藤議長

確かに私も2つの意見が出たんで大変困って、白子町長さん、中村議長さん、藤見町長さんの意見も出て大変助かりました。先程の原点に戻りますと、先程の合併の効果も現在の時点で取りまとめられる会の事を報告させていただきたいと、今後住民説明会で色々と照らして、先程白子の町長さんのご提案がありました事例の検証とかそういったことも併せてこれから努力して行くこと。この準備会ではそこまで踏み込まないということをご確認したいと思います。いかがですか。

それではさし当たって、くどいようですが現時点における合併効果についてこの表現でご了解いただけますかどうか。さし当たりこの時点で不十分かもしれませんけど皆様のご判断を仰ぎたいと思います。

お諮り致します。合併効果についてこの表現でご了解いただける方の挙手をお願いします。

(12名)

それでは、そういうことで了解致しました。

続きまして議題5の財政状況等に係る報告について説明をお願いします。

添谷主査

それでは資料の5ページから説明させていただきます。

はじめに、この財政状況等に係る報告の位置づけについて若干補足をさせていただきますが、合併協議準備会の会則第3条の(3)に各市町村における行財政改革について認識の共有を図ることで、合併の障害を無くしておく。というような項目がございます。基本的にはこの条文に基づきまして、先の幹事会におきまして、財政関係の数字を持ち寄りまして協議調整をさせていただいたところがございます。その中でこのような形で準備会に報告するというので取りまとめたものが、本日の資料でございます。今回は、合併の際にそれぞれの市町村の抱えます債務の状況というのがとかく着目されて話題に大きくなるということから、今回の報告につきましては、各市町村の債

務状況に特化した形での報告という風にまずさせていただいております。その概略をまとめましたのが5ページの資料で、ここに示しました数字につきましては、まず各市町村の人口、それと積立金の残高、それと債務残高、債務残高は下にも注意書、注2、特別会計を含む地方債の残高、それと特会、公社分等を含みました債務負担行為、支出予定額、こちらと茂原市土地開発公社のうち債務負担行為の設定されていない部分、それから長南町、一宮町、睦沢町の関係します南部開発公社にかかります残高、それと広域市町村圏事務組合で設定しております。債務残高、九十九里水道企業団残高こういったもの全て合わせた額ということでご了解いただきたいと思います。それと一番右にございます一人当たりの債務残高につきましては、トータルの債務残高から積立金の残高を引きましてそれを人口で割り返した数字というものでございます。結果を一人当たりの残高ということで比較いたしますと茂原市さんの887千円から始まりまして、順に下に書いてある通りの状況でございます。この数字をどう評価するのかということについて意見が分かるとは存じますが、程度に差はございますが、それぞれの団体、それぞれが多く債務を抱えている状況ということが言えると思います。それを踏まえますと、特定の団体の債務残高が例えば一人当たりにして10倍、100倍というレベルでないという事からすると合併の障害になるものではないかという風に言えるのではないかと幹事会で出た評価になっています。6ページの表につきましては、5ページの表を作るのに当たって決算数値を色々集めたわけですが、それを一覧の形にしております。非常に色々な項目がありまして個々の説明は皆様方が見ていただくということで、細かい数値の説明は省略させていただきたいと考えております。よろしくお願い致します。

続きまして関連しまして、今債務の残高等にございました公社の関係につきまして関係する市と町から資料を提供いただき取りまとめたのが、7ページ、8ページ、9ページにございますので、こちらについて順次ご説明申し上げます。

まず、7ページが茂原市土地開発公社についてでございます。この土地開発公社につきましては、何かと債務の残高が多いということで話題に上るところでございますので、この度説明をご報告申し上げたいというものでございます。まず、この公社が何であるか、どういう目的につくられている公社であるかということについて1点目に記してあります。都市基盤事業をするために昭和49年に公有地の拡大の推進に関する法律という、法律に基づいて設置されている公社であるということでございます。それは昭和49年高度成長盛りの頃かと存じますが、地価がどんどん上昇してくるのを前提に公共の事業に使う用地を先に買って置いて、後から市が買い取って行くと。

先行取得を促進する為に法律に基づいて作られている公社であるということです。市からどの土地を買うと委託を受けまして、先行取得、買収業務を担当して行くというものです。ところが先行取得の目的というものが土地が上がってしまうので土地を先に買っておけというのが単純な理屈ですけど、バブル経済の崩壊後地価が下がるという状況の中で、この公社の置かれている状況が大きく変化したのでございます。基本的に市が事業をやるために買い取ってくれるから事業が成り立つからというのが、この公社の根本的な仕組みなのですけれども、市の財政事情等によりまして、事業はどんどん縮小していく中で、公社が先に買った土地を市がなかなか買い取ってくれないという状況になったわけです。その中で公社が持っている土地、取得に要した債務について、返済額が多くなっている。あるいは、所有している土地が減らないという状況が生じてしまっている。今現在茂原市にとって公社が抱えている土地を買い取ること、あるいは公社が抱えている債務については、法律に基づいて債務保証と申しまして連帯保証のような形になっておりますので、市が責任を持って払ってあげなければいけなくなるということが問題になっているわけです。これに対して市は、平成10年度から債務負担行為の償還計画、あるいは第1次、第2次公社経営健全化計画を策定し、債務の償還を進めているという状況でございます。ちなみに補足致しますと、第1次、第2次公社経営健全化計画なるものは、県知事の承認を得て策定されるものでございます。この策定に当たっては、予め市の財政状況あるいは返済の計画の内容等につきまして県が審査を致しまして妥当であると判断のもと、県が承認している内容であるという事を申し添えさせていただきたいと思っております。

2番目でございますが、それでは具体的にどれ位の債務があって、どう返して行くのかということについて非常に簡略したものを書かせていただきました。より詳細なものについては、8ページの参考資料のところにございますが、ちょっと見難い部分もございますので、簡素な形で資料を作らせていただきました。

まず、平成9年度末の段階で債務負担行為、これは将来払わなければいけないというお金ですが、これが225億円あったわけですが、これが昨年度末、17年度末の段階で177億円で縮小していると。その間の利息を含めまして、市は69億円の償還を進めて来たというものです。その下は今後の計画、予定となるわけでございますが、第2次の健全計画の期間内、平成22年度末までに55億円の償還をし、払うべき額を140億円に圧縮、更には長期の平成39年度の末を目標に165億円の償還をして債務負担行為の残高をゼロにするというのが現在市の持っている償還の計画というものでござ

ざいます。

それと3番目でございますが、公社の改善について、漫然と公社は運営されていて、何ら努力をなされていないというようなことについての、これだけ努力しているという部分について改善策を書かせていただいております。

まず、1点目はですね、借入されている利息。これが高いと当然利息の支払いが膨らむ。1では利息を下げる交渉を随時行って来ているという状況でございます。例えば平成13年10月1日からはそれまで2.25%を1.875%に下げる。平成16年3月から発生利息分についての借入、これについて1.875%を0.39%から0.72%に下げるという交渉を行っている。という風に聞いております。それと現在買い取りを待っている、公社の保有している土地についても、有料駐車場として貸す等の対策によって公社独自の歳入確保の努力をしているということでございます。また、組織の見直しとか、住所を市役所内に移すということでの管理経費的な部分の節減に努力されているというような内容でございます。

8ページの参考資料については、詳細の説明を省略させていただきまして、茂原市土地開発公社についての説明を終了させていただきます。

続いて9ページでございますが、長南町、睦沢町、一宮町の関係します長生郡南部開発公社について、こちらにつきましては、先の土地開発公社とは性格をやや異にした公社でございます。こちらは民間ディベロッパーと同じような立場で宅地造成を行うことを目的に設立されている公社でございます。バブル経済崩壊以降ですね、分譲地販売の低迷とか、そういった状況の中で借入金の残高が増えまして、残金の返済が困難な状況にあるということで関係する3町では裁判所に特定調停という申し立てをしまして、事業、債務を返済した上で、事業を終結させることを決定したということでございます。

にございますが、昭和45年3月19日に設立された民法第34条に基づく公益法人の位置づけでございます。冒頭に申し上げました事情で、平成18年7月12日に千葉簡易裁判所に特定調停の申し立てをしていると。これまでに調停が数回開かれたということで、債務の額、返済期間、利率等が案として決定されてそれぞれの町が公社債務を引き受けて支払って行く。ということになっております。今後の予定でございますが、12月6日に第5回調停が開かれた時に最終調停案というものを決定して、それを関係します議会に提案する予定だそうでございます。その下にございますのが、各町の債務状況。各町が引き受ける債務の状況ということで、これは12月6日に示されるであろう最終調停案の内容という事でございます。債務額につきましては、長南町、睦沢町、一宮町それぞれ長生農協と房総信用組合にごらんのとおりの金額の債務があると。返済期間につきましては、下記にある長南

町30、睦沢町20、一宮町15と各年での返済。それと返済利率につきましては、長期プライムレートの1/2。調べましたら、長期プライムレートなるものは、銀行が優良な企業に貸し出す最優遇の金利ということで、今現在の金利は、2.3%という風に聞いております。その2.3%から1/2あるいは-0.2という利率での償還ということでございます。返済につきましては、上記の(1)にございます債務額に利息を加えた額を返済していくということでございます。今回は債務の状況、あるいは債務に関係します2つの会社についてのご報告ということで終わらせていただきます。

近藤議長

どうも、ご苦労さまでした。

これ大変難しい資料でございますが、大変分かりやすく作っていただいた事に対しまして、感謝御礼申し上げます。

只今、南部開発公社並びに茂原土地開発公社を設立した経緯と財政状況の説明がございました。この点について、また更に踏み込んだ質問等がございましたら承りたいと思います。

中村長生村議会議長

これを今後法定協議会なりに進む場合に、これまた最後に問題になってくるかと思いますが、簿価換算なのでしょうか。実勢価格ということなのか。それについて1点。

添谷主査

この資料の詳細について申し訳ないんですが、各市町村の担当課長さんにお答えいただいてもよろしいでしょうか。

近藤議長

それでは、今のを茂原市さん。

松本企画政策課長

茂原市の企画政策課の松本でございます。よろしくお願いいたします。
簿価換算でございます。

中村長生村議会議長

今回、南部開発公社さんの関係町村3町村さんが、こういった形で特定調停するというので、整理しておくという事は大英断に心から敬意を表する次

第でございますけれども、現在法的に解散出来ないその開発公社が将来的にはこれ解散になるのか、その出来るような法律が出来るというような事が、この間新聞か何かで見たような気がするんですけども、そうすると当然現在の計画にあります新市が買い上げるというようなスタイルになって、清算というような道も出てくる訳で基準日を決めて、もう一度、実勢価格に直して出して貰うというような事は可能なのでしょうか。その辺をお伺いしたいと思うんですけども。

松本企画政策課長

今のご質問にお答えいたします。

前回は中村議長さんがおっしゃったような事がありまして、市の固定資産評価額あれは時価の0.7掛けで出ておりますので、0.7で割り戻せば、また実勢価格に戻る訳ですが、それを目安にですね前回は出しました。でその際は、ちょっと今、手元に資料が無いんですが、その当時は200億円弱位ありましてですね、実勢価格だとおそらく40億から45億位のその辺の時価だったと、その位の数値だったと記憶しております。数値の方はちょっと定かではないんですけども。その辺は簿価価格でも実勢価格でも可能だということだと思えます。

近藤議長

よろしいですか。

中村長生村議会議長

はい、結構です。

石井長生村長

まず5ページですね、7市町村の債務残高の一人当たりの数字が出ているんですけども、これだけを見ると長南町が最高で、白子町が最低なんですけれども、問題はの中身だと思うんですけどもね。私は長生村と長南町については、それほど心配はないそういう見方をしております。どういう事かと申しますと、長生村と長南町は農集を含めて下水道事業に係る借金が、自分の村でいえば半数ちょっと引かれるんじゃないかと思うんですけども、回復します。これは起債の中で、将来的に地方交付税で1/2以下レベルでですね還ってくる訳ですから、そういった意味であまり長生村と長南町は私は、まあ特に長生村については心配ない。前の村長さんも言ってくれているんですけども、そういうふうに思っております。

問題は今、茂原市の土地を含めた色々なものですね、交付税に還ってくるような中身が、含まれているという事ではないと思っておりますので、そういった意味で言えば、この5ページの一番下にですね、この7市町村の債務の残高がですね、合併の大きな障害になるとは言えないという状況の表現については、そうじゃない。と私的には思っています。これは見解の相違かもしれませんが、事務局からもう一度お尋ねしたいと思います。

6ページの問題見ますとですね、まあ色々17年度決算の報告をつなぎ合せて全部見せていただいているんですけども、まず決定的に不備なところがあると思います。それは何故かと申しますと、経常収支比率の項目を抜かしてあります。なぜこんなに大事なことを抜かしたのか、誰が作ったのかという事は聞きませんが、どうしてこういう大事な経常収支比率を落としてしまったのか、であります。自由に使えるお金の中から、どの位の義務的経費で、何%かというのは非常にこれは大事な財政状況の尺度として考えて行く形で、あらゆる角度の方々が、経常収支比率をきちっと見た方がいいよというのがありますので、これをなぜ落としてしまったのかなと、ぜひ経常収支比率の比較になるのを後でもいいですから、加えていただきたいと思えますね。別に長生村が80%だなんて言いませんけども、本当にちゃんとした決算カードをそれぞれ皆さん取り寄せられますから、自分たちで取り合えず直ぐ分かることだけど、意図的に何かこれ抜かしたと言いませんけども、こんなに大事なことをなぜ抜かしてしまったのかという事で、ぜひ後で加えていただきたいというふうに思っております。

それからですね、茂原市さんの本当に回答としてなってもいないんですけども、茂原市さんも無理もないですけども、前回も週刊文春の猪瀬さんの記事によりますと、このまま行くと茂原市は財政再建団体になってしまうよ、という話もあるんですけども、私はそうなってほしくない、そうならないと思えますけども。茂原市は、財政再建団体にならないための努力をしてる訳ですよ、財政健全化計画そういう努力の資料とかをね付けてもらった方が、余計な不安だとか、変な意味での勘ぐりだとか出ないと思うんですよ。だから、特に茂原市さんの800億の借金の・・・まあ中身は今日でましたけれども、それを解決していくための、財政健全化計画でそれをちゃんと資料だしてもらって、説明してもらって、ある程度なるほどそうなのか、じゃ大丈夫なのかと思うかどうか知りませんが、そういう資料と説明を今日はこれとしても、次の会議で、出すべきだと思いますし、出してほしいとそういうふうに考えております。

近藤議長

はい、茂原市長

石井茂原市長

今の長生の村長心配していること・・・確かに今茂原は厳しい財政状況でございますけれども、今財政再建計画を設けて国の償還金にあたる。また、財政対策に取り組んでいる訳でございますけれども。したがって合併によって各町村に茂原市の負担がどのように大きな影響を与えるかというようなことは、きちんと掴んではおりませんけれども全体的な立場として、茂原市では茂原市なりに財政の健全化を図るという事で今やっているところです。長生さんが今おっしゃったような内容等という事であれば、まあ・・・やりますけれども、財政の健全化の結果、見通しはついている。したがって第2の夕張市のような事はない。また、元気になるというふうに思っております。

近藤議長

はい、ありがとうございます。

添谷主査

若干ちょっと事務的な事ですが、私の方から補足させていただきます。

5ページ一番下の障害になると言えない状況ということについて、村長さんおっしゃるとおりで、ちょっと見解の相違ということで、お答えのしようがないという事で、お許しをいただきたいと思っております。それと、経常収支比率を加える加えないという話ですが、この項目の説明で申し上げましたとおり、今回債務に関する指標を中心に行ったという事で、財政に係る指標はですね、これ以外にもありとあらゆるものが沢山ございますので、その中から債務的な事に係りの深いものということで、拾い出しさせていただいております。まあ、それをもって意図的と言われてしまえば、それまででございます。経常収支比率は確かに重要な指標ですが、債務という観点から今回はこの指標を捉えておりません。

私の方からは以上です。

近藤議長

村長さんに今説明ございましたけれども、皆さんの関心の強いものに焦点を絞って選んだという事で、ご理解いただきたいと思っております。

他にございませんか。

板倉市町村合併担当課長

私もいろいろ茂原市の財政の問題につきましては、いろんな事が言われておりますので、少し県の方でも内容を見させていただきまして、確認をさせていただいております。今日こちらに出したように、839億という債務残高がですね、全ての色々な九十九里地域水道企業団とか広域市町村圏組合とか全て含めてですね、債務のトータルが839億円ということで、確認をさせていただいております。一人当たりという事にしますと、それ程際立った額ではないという事が言えると思います。それから茂原市の実質公債費比率が高いと、これが18.0を超えて19という事も言われておりますけれども、これは茂原市が今土地開発公社の健全化に一生懸命取り組んで、この償還を進めている以上、この比率はどうしても高くなるという事でございますので、逆にこれが低いと償還を進めていないという事になってしまいますから、これが高いということは逆に、茂原市が今一生懸命、土地開発公社の健全化を進めているという指標であると、私は思っております。

先ほど長生村長さんの方で、下水道の特別会計の起債が農業集落排水含めてですね、相当長生村とか長南町あるという事でございましたけれども、茂原市の特別会計がこの839億のうち153億ありますけれども、茂原市も公共下水道の起債の残高は、この中に相当あります。153億のうち駐車場の特別会計を除けば殆んど下水で、120～130億、私の記憶ではありますけれども、それ位の額が下水道でありますので、その分が交付税で算入されるという意味では、長生村長さん言ったような、同じような起債の残高がこの中に入っているという事も言えると思います。

それから、この土地開発公社の健全化につきましては、私も市町村課に前からおりますので、茂原市は平成10年から取り組んで来ております。先ほど説明ありましたように、ちょっと長期の計画になりますけれども、平成39年度までという事で計画を立てております。議会とか市民に全て表に出して取り組んでいる。というところが、まったくこの夕張市とは違います。夕張の状況は、私専門的に見てみましたが、夕張市は債務の総額が632億あります。あそこは今、人口が1万3千人しかいない。だいたい白子町さん位の人口規模で、税収が9億5千万円位しかないんです。そこのところが632億の借金を抱えておりまして、茂原市は839億ありますけれども、人口は9万4千人いまして、税収がだいたい120億毎年ありまして、夕張の9億5千万円と茂原の税収というのは、まったく桁が違う訳でそういった意味で、尚且つ夕張というのは、632億のうち270億円が違法な一時借入れという、本来年度内に返さなければならないものを年度をまたがる形で、非常に不適切な一時借入金の運用の中で632億のうち270億円が、一時借入の不適切運用の借金だと。こ

れは表に出さない形での借金なんです。そういう意味で茂原市は今借金が、起債残高だとか債務残高だとか確かに多いですけども、全てこれ市民とか議会に出して、健全化に一生懸命取り組んでおりますので、私の見解としては合併の障害にならないと言うふうに、はっきり思っております。

以上です。

石井長生村長

あの大丈夫です、心配しないでください。

経常収支比率後で出してほしいという事と、茂原の財政健全化計画の資料を後できちっと出してほしい、説明してほしいということであります。それは大丈夫ですよ。何とか次の会議で。

添谷主査

次の会議で何をどう出すかは、皆さんの総意のもと会長からご指示をいただきたい。

石井長生村長

では会長によくご要望します。

近藤議長

検討させていただきます。

それでは、質疑という観点からいうと、終わったようですので、今日はこの件につきましては、これも合併効果同様にですね、今後まだまだ分かりやすい資料に消化していくそういう作業もあります。そして今回の資料は、特に借入金に焦点を絞った資料ですけども、単年度の収支のフロー的な観点の資料もおいおいまた参考にさせていただくような事は考えておりますので、この議題に関しては報告事項でございますので、そういう事でご理解していただきたいということでご了解願います。

従いまして、これで議事は終わった訳ですけども、続いて4のその他という事で、長生郡市合併協議の進め方等についての全体スケジュール案の説明に入りたいと思います。

添谷主査

それでは、今後の進め方等についてということで、スケジュール案なるものを作成いたしましたので、ご説明申し上げます。

なお、この準備会の域を超えまして、その先の任意協議会、法定協議会等に

踏み込んだ内容となっておりますので、その他として、正式な議案としなかったことをご了解願いたいと考えております。

順にご説明申し上げますが、本日の第2回会議におきまして、只今ご審議いただきました内容について協議を進めてきたところでございます。この次の第3回会議でございますが、今のところの予定では19年1月頃に開催出来ればということで、考えております。規約・会則にもございます基本構想素案のうちのですね、残りの項目、新市の名称、それから合併の期日、議員・農業委員の取り扱い、それと特別職・一般職の報酬給与の問題等につきまして、ご提案申し上げますと共にですね、本日更に出すとおっしゃられているような内容についても併せて、3回目以降ご提示申し上げたいというふうに考えております。

合併協議準備会の第4回ということで2月頃にですね、基本構想のこれは素案を全部取りまとめた形で、ご確認いただきまして一応この準備会というものを終結させていただいたらいかがかなと、いうふうに考えております。その上で、この第4回会議におきまして、次の段階、任意協議会に向けた了解、規約等の準備を進めたらどうかということでございます。

任意協議会の設置につきましては、必ずしも任意協議会というステップを踏まないと、法定協にいけない訳ではございません。この準備会から直接議会の議決等の手続きをへて、法定協議会を設置することも可能な訳ですが、今のところの想定では任意協議会を設置し、この準備会で練った素案をですね、更に議会のメンバー或いは住民の皆様方等に加わっていただいた上で、最終的な構想という格好に取りまとめてはいかがかと、いうふうに考えております。

先に任意協議会の話が進んでしまいましたが、2月頃の第4回の会議で全部を取りまとめた後ですね、それぞれの市町村において住民説明等行っていただいて、その基本構想の内容に沿った合併が是なのか否なのかということをお判断いただければというふうに考えております。この際にですね、是非を判断する方法というのは、それぞれ市町村ごと異なるというふうに思います。住民の方に直接意向を伺うという団体もあるかもしれませんが、そのあたりの手法判断の仕方は、各市町村ごと異なるということになると思います。その判断の上で、合併に進むと、それを是とした場合には、次の協議会に進んでいただくと、或いは合併を否とした場合には、協議会不参加という格好の選択もありうるのではないかと、いうふうに考えております。合併を是とした団体において、3月中を目途にですね任意の協議会を開催し、この構想の最終的な確定、或いは正式な協議の場である法定協議会設置に向けた準備を進めるということではいかがかと考えております。

なお、この際ですね法定協議会・任意協議会等に進んだ場合にも合併を否とした場合、或いはまだ合併を是とも否とも判断出来ないというような状況にあ

るときには、いつでも門戸を開けておくというような姿勢のもとにですね、是とした団体のみで先に進んで行くという選択肢も場合によっては、ありうるのではないかというふうに考えております。

以上のようなスケジュールで参りますと、これは？も付いております、仮定ですけれども、19年4月、新年度から法律に基づく合併協議会の設置に進めるのではないかというのが、全体のスケジュール案でございます。これは決して皆様方の了解を得てこのとおり進めましょうというような決議をするような性質のものではございませんので、準備会における決め事の性質というものが、この全体の流れの中でどのような位置づけなのかということも含めてご理解いただきやすいのではないかとということで、あえて任意協議会或いは法定協議会含めたですね、トータルの議論の流れというのを今回示させていただいたところでございます。

以上でございます。

近藤議長

只今の非常に明快な説明だったと思いますけれども、いかがでしょうか。この件について、何か只今の説明に関するご質疑ございましたら、承りたいと思います。

藤見長南町長

これは、合併はだれのためだと十分解かっています。議会のためじゃないことも解かっています。

スケジュールでいうと、1月、期日、議員さん農業委員さんですね、非常に私は、私の町を考えた場合、住民のことを考えたらそんな事ぜんぜん思わないですけれども、私、議会のこと考えますと、選挙が4月なんです。来年選挙がいっぱいありますけれども、早いうちにこれを決めて、選挙をしていただきたい。私は長南町の選挙をしてもらいたいというふうに願っております。そういったことで、今後のスケジュールの中で、この次1月というやつをですね、どうかその辺一宮さん良く理解していただいて、一つご協力の方お願いしたいとこのように思っております。

石井長生村長

1月の次の合併準備会の中で、黒ぼち3つ目のところですね、議会議員・農業委員の特例の有無、というふうに書いてあるんですけど、この次の黒ボッチのところはですね、特別職・一般職の報酬というふうに書いてあるんですけども、議会議員の報酬はちょっと協議しないのかどうか。ちょっとそれを

聞きたいのが1点あります。

それともう一つは、私第1回目から申し上げましたけれども、長南は長南で話分かりますけれども、猛烈に特急で進んでいる列車で、もうちょっとゆっくりで進んでいけないものかなと私は思うんですけれどもね、特に長生村では十二分なる住民説明会を考えていますもんで、もっと鈍行で行くような形で進んでいただきたいなと思うんですけれどもね。ちょっと早すぎる気がしますんで。

添谷主査

まず特別職という言葉にはですね、首長・助役さん或いは議員さんを含んでおります。あの一般職でないという意味で、そのへんあたりも皆、特別職ということであります。

それとスケジュールの問題ですけれども、私からは言い難いんですけれども、あくまでも準備会というのは、法的位置づけのない任意の相談の場でございますので、そういう効力のないものは、あまり長くやることは、適切不適切の問題ではないんですけれども、早く正式な場に移るとというのがよろしいのではないかなというふうに考えております。

御園生睦沢町長

私どもも12月議会ありますんで、これ議員の皆さん方に少しでもお話ししたいと。それでこの案を全員協議会等で説明し、議員の皆さん方にご理解いただいて、この案をですね。それで進めたいと思っております。

近藤議長

それは皆さん同じだと思うんです。

また、それぞれの自治体にお戻りになって今日の結果等の報告の方をお願いいたします。

それでは以上をもちまして、第2回の合併協議準備会の方を終了させていただきます。どうもご苦労さまでした。

午後2時40分閉会